第４章　障害福祉計画・障害児福祉計画

１　取組の体系

本計画は、障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害のある人の生活と社会参加を支える障害福祉サービス及び障害児通所支援等の充実と支援体制の計画的な整備の方向性を示すものです。

策定にあたっては、国の基本指針に基づき、成果目標や計画期間中のサービス見込み量、サービス確保の方策等について定めることが求められています。

本計画で定める障害福祉サービス・障害児通所支援等の取組の体系は、次のとおりです。

成果目標 と 活動指標	（1）施設入所者の地域生活への移行 （2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 （3）地域生活支援の充実 （4）福祉施設から一般就労への移行等 （5）障害児支援の提供体制の整備等 （6）相談支援体制の充実・強化等 （7）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 （8）発達障害者等に対する支援

障害福祉サービス	（1）訪問系サービス （2）日中活動系サービス （3）居住系サービス （4）計画相談支援、地域相談支援
障害児通所支援等	（1）障害児通所支援 （2）障害児相談支援
地域生活支援事業	（1）必須事業の推進 （2）任意事業の充実

2　成果目標と活動指標

障害のある人の自立支援に向け、国が定める基本指針を踏まえ、計画期間における障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標と活動指標を次のとおり設定し、必要なサービス・支援等が提供される体制の整備を図ります。

（1）施設入所者の地域生活への移行

① 目標の設定

障害者の地域生活への移行を進める観点から、施設入所者のうち、今後、自立訓練等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、地域生活への移行者及び施設入所者の目標を設定します。

■国の基本指針（目標設定にあたっての指針）

○令和８年度末時点で、令和４年度末の施設入所者数の 6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。 ○令和８年度末の施設入所者数を令和４年度末時点の施設入所者から 5%以上削減することを基本とする。

■成果目標

項目	目標	目標設定にあたっての考え方
地域生活移行者数	１人	国の基本指針に即し、令和８年度までの３か年で地域生活に移行する人の数を、令和４年度末時点の施設入所者（5 人）の 6%以上が地域生活へ移行する。
施設入所者削減数	１人	国の基本指針に即し、令和８年度までの３か年で令和４年度末時点の施設入所者（5 人）から 5%以上削減する。

② 取組の方向性

障害の特性に合ったグループホーム等の地域生活を基本とするサービスへ積極的につなぐことで新規の施設入所者を抑制しつつ、地域生活への移行を進めます。一方で、家庭の状況や障害の程度などにより施設入所支援を必要とする人については、地域生活移行に関する意向について適切に意思決定支援を行いつつ、新規の施設入所に対応していきます。

■活動指標

項目	計画値
訪問系サービス（居宅介護等）の利用者数、利用時間数	本章「3　障害福祉サービス等の量の見込みと確保方策」に掲載
生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、短期入所（福祉型、医療型）、就労移行支援、就労継続支援Ａ型・Ｂ型の利用者数、利用日数	
就労選択支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、施設入所支援の利用者数	

（２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 目標の設定

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築については、千葉県が定める目標を踏まえつつ、活動指標に掲げる取組を通じて精神障害のある人が地域で安心して暮らせる環境の整備に努めます。

■国の基本指針（目標設定にあたっての指針）

〇精神障害者の精神病床から退院後１年以内の地域における平均生活日数

令和８年度における精神障害者の精神病床からの退院後１年以内の地域における生活日数の平均を 325.3 日以上とすることを基本として目標値を設定する。

〇精神病床における１年以上長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満）

令和８年度末の精神病床における 65 歳以上の１年以上長期入院患者数及び令和８年度末の精神病床における 65 歳未満の１年以上長期入院患者数を、目標値として設定する。

〇精神病床における早期退院率（入院後３か月時点、入院後６か月時点、入院後１年時点）

令和８年度における入院後３か月時点の退院率については 68.9%以上とし、入院後６か月時点の退院率については 84.5%以上とし、入院後１年時点の退院率については 91.0%以上とすることを基本とする。

② 取組の方向性

精神に障害がある人の地域生活への移行を推進するためには、病院や障害福祉サービス事業所等の多職種と協議の場を通じて包括的な支援体制を構築するとともに、個別のニーズに寄り添い、本人の意思が尊重される適切な支援を可能とする仕組みが必要となることから、「保健・医療・福祉関係者による協議の場」として位置づけた香取圏域精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議を活用して連携体制の強化に取り組み、地域共生社会の実現を図ります。

■活動指標

項目	計画値（年度）		
	令和６	令和７	令和８
同協議の場への関係者※の参加者数（人/年）	20	20	20
同協議の場における活動計画と目標設定回数（回/年）	１	１	１
同協議の場における評価の実施回数（回/年）	１	１	１
精神障害者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助、自立訓練（生活訓練）の利用者数	本章「３　障害福祉サービス等の量の見込みと確保方策」に掲載		

※保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者

（３）地域生活支援の充実

① 目標の設定

本町では令和２年度に香取市、神崎町、東庄町の１市２町で障害のある方の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等の整備を行っています。今後も障害の重度化、高齢化の進行が見込まれることから、「親亡き後」を見据えつつ、障害のある人等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域生活支援拠点等の機能強化を図るための目標を設定します。

■国の基本指針（目標設定にあたっての指針）

○令和８年度末までに、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年１回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。

○令和８年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

■成果目標

項目	目標	目標値設定にあたっての考え方
地域生活支援拠点等の整備	年１回以上運用状況の検証、検討を実施	国の基本指針を踏まえ、下記、活動指標に掲げる取組を通じて効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を図る。
強度行動障害を有する人への支援体制の整備	支援ニーズの把握	令和８年度までに地域生活支援拠点等において支援の方針を協議し、支援ニーズを把握する。

② 取組の方向性

地域生活支援拠点の機能の充実に向け、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置などにより、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の整備を進めるとともに、神崎町地域自立支援協議会とも連携しつつ、強度行動障害のある人の支援ニーズの把握及び支援体制の整備に努めます。

■活動指標

項目	計画値（年度）		
	令和６	令和７	令和８
地域生活支援拠点設置数（箇所）	１	１	１
コーディネーターの配置人数（人）	０	０	１
地域生活支援拠点の活動計画と目標設定回数（回/年）	１	１	１
地域生活支援拠点の評価の実施回数（回/年）	１	１	１

（４）福祉施設から一般就労への移行等

① 目標の設定

障害のある人の自立促進を図るため、就労移行支援事業等を通じ、令和８年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定します。また、障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に関する目標を設定します。

■国の基本指針（目標設定にあたっての指針）

○令和８年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を、令和３年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。あわせて、就労移行支援事業、就労継続支援Ａ型事業及び就労継続支援Ｂ型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとし、それぞれ令和３年度実績の1.31倍以上、おおむね1.29倍以上及びおおむね1.28倍以上を目指すこととする。

○就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所を５割以上とすることを基本とする。

○就労定着支援事業の利用者数は、令和８年度末の利用者数を令和３年度末実績の1.41倍以上とすることを基本とする。

○就労定着率については、令和８年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率※が７割以上となる就労定着支援事業所の割合を２割５分以上とすることを基本とする。

※就労定着率：過去6年間に就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合

■成果目標

項目	目標（令和８年度）	目標値設定にあたっての考え方
就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数	３人	国の基本指針を踏まえ、令和８年度中の下記事業を通じた移行者数を設定する。
就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数	１人	令和３年度の実績が０人のため、１人の利用を目標とする。
就労継続支援Ａ型事業を通じた一般就労への移行者数	１人	令和３年度の実績が０人のため、１人の利用を目標とする。
就労継続支援Ｂ型事業を通じた一般就労への移行者数	１人	令和３年度の実績が０人のため、１人の利用を目標とする。
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した人の割合が５割以上の事業所	50%以上	国の基本指針を踏まえ、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所を全体の50%以上とする。

項目	目標 （令和８年度）	目標値設定にあたっての考え方
就労定着支援事業の利用者数	１人	令和３年度の実績が０人のため、１人の利用を目標とする。
就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合	25%以上	国の基本指針を踏まえ、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が７割以上の事業所を全体の 25%以上とする。

② 取組の方向性

就労を希望する障害者が一般就労につながるように、公共職業安定所（ハローワーク）、障害者就業・生活支援センターやその他の就労支援事業所等の関係機関との連携を図り、就労移行支援事業等の利用促進を図るとともに、障害のある人本人の状況や保護者の意向を十分に勘案しつつ、障害のある人の就労支援の強化等を図ります。

また、就労の定着に向け、相談支援事業と連携して必要とする人への就労定着支援事業の利用を促します。

（５）障害児支援の提供体制の整備等

① 目標の設定

本町では、令和４年度に香取市・神崎町・東庄町と１市２町で児童発達支援センターを設置したほか、香取圏域において主に重症心身障害のある児童に対応した児童発達支援や放課後等デイサービスの提供を行っています。また、医療的ケア児への支援については、保健・医療・障害福祉、保育、教育の各分野の関係機関及び関係部署から構成する「香取広域医療的ケア児等支援協議の場」を設置するなど、障害児支援の提供体制の整備を進めています。

引き続き障害児支援の提供体制を整備するため、重層的な地域支援体制の構築、主に重症心身障害児を支援、医療的ケア児等支援に関する目標を設定します。

■国の基本指針（目標設定にあたっての指針）

○令和８年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも１箇所以上設置することを基本とする。

○各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和８年度末までに、すべての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。

○令和８年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも１箇所以上確保することを基本とする。

○令和８年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

■成果目標

項目	目標 （令和８年度）	目標値設定にあたっての考え方
重層的な地域支援体制の構築		児童発達支援センターと連携し、事業実施体制の維持･継続を図りつつ、近隣市町村や事業所等と連携をとりつつ、一層の充実を図る。
児童発達支援センターの設置	１箇所以上	
保育所等訪問支援体制	１箇所以上	
主に重症心身障害のある児童への支援		圏域で事業実施体制の維持・継続を図る。
児童発達支援事業所	１箇所以上	
放課後等デイサービス事業所	１箇所以上	
医療的ケア児支援		医療的ケア児支援のため、関係機関の協議を継続していくとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を継続する。
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	１箇所	
医療的ケア児等に関するコーディネーター	１人	

② 取組の方向性

支援を必要とする児童の早期利用につなげられるよう保健師や関係機関と連携をとりながら、事業実施体制の整備を維持･継続を図るとともに、圏域内の事業所への働きかけを行います。

医療的ケア児への支援については、保健・医療・障害者福祉、保育、教育等各分野の関係機関等による協議の場を設置し、情報共有を行いつつ、更なる支援体制の整備方策について検討していきます。

■活動指標

項目	計画値（年度）		
	令和６	令和７	令和８
児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数	本章「4　障害児通所支援等の量の見込みと確保方策」に掲載		
障害児相談支援の利用児童数			
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数（人）	１	１	１

（６）相談支援体制の充実・強化等

① 目標の設定

相談支援体制の充実・強化を図るため、基幹相談支援センターを中心とした地域の相談支援体制の強化、地域自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等に係る目標を設定します。

■国の基本指針（目標設定にあたっての指針）

○令和８年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

○地域づくりに向けた協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとととともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

■成果目標

項目	目標	目標値設定にあたっての考え方
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	拡充	国の基本指針を踏まえ、下記、活動指標の取組を通じて地域の相談支援体制の強化を図る。
個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	実施	国の基本指針を踏まえ、地域自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を進める。

② 取組の方向性

基幹相談支援センターが地域の相談支援事業所等に対し、専門的指導、助言及び連携強化の取組を行えるよう、相談支援体制の充実・強化について協議・検討を進めます。

また、地域自立支援協議会の検討会における個別事例の検討を通して、地域課題を整理し、課題の解決に向けた地域サービス基盤の開発・改善の取組を協議するなど、障害者の各種ニーズに対応する相談支援体制の充実を図ります。

■活動指標

項目	計画値（年度）		
	令和６	令和７	令和８
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化			
相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数（件/年）	20	20	20
相談支援事業者の人材育成の支援件数（件/年）	5	5	5
相談機関との連携強化の取組の実施回数（回/年）	20	20	20
地域自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善			
相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（回/年）	1	1	1

（７）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

① 目標の設定

障害福祉サービス等の質の向上を図るための体制構築に向けた目標を設定します。

■国の基本指針（目標設定にあたっての指針）

○令和 8 年度末までに都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。

■成果目標

項目	目標	目標値設定にあたっての考え方
障害福祉サービス等の質を向上するための取組を実施するための体制構築	情報共有・研修の場の設置	国の基本指針を踏まえ、令和８年度までに、関係事業所や千葉県、近隣市町村等と情報共有等を行う場を設置する。

② 取組の方向性

障害福祉サービスの質を向上させるため、千葉県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等へ町職員が参加し、職員のスキルアップに取り組みます。

また、「障害者自立支援審査支払等システム」等による審査結果を分析し、その内容を関係事業所や千葉県、近隣市町村等と共有することにより、適切な障害福祉サービスが提供されるよう体制の整備を継続的に行います。

■活動指標

項目	計画値（年度）		
	令和６	令和７	令和８
千葉県が実施する研修会への延べ参加者数（人/年）	1	1	1
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の事業所との共有・指導（件/年）	1	1	1

（８）発達障害者等に対する支援

国の基本指針では、成果目標は設定されていませんが、次の活動指標を設定し、発達障害者等に対する支援体制の拡充を図ります。

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等については、ニーズの把握に努め、支援プログラム等への受講者を増やすために、関係機関と連携して周知に努めていきます。また、ピアサポート活動の周知に努め、ピアサポーターの養成に向け、関係機関と連携を図ります。

■活動指標

項目	計画値（年度）		
	令和６	令和７	令和８
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（人／年）	1	1	1
ペアレントメンターの人数（人）	1	1	1
ピアサポートの活動への参加人数（人／年）	3	3	3